

食安輸発0313第1号
平成27年3月13日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(インド産フェネグリークの種子及びその加工品)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号（最終改正：平成27年3月6日付け食安輸発0306第3号）にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、インド産フェネグリークの種子からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別表1のインドの項中、

製品検査の対象 食品等	条件	検査の項目	試験品採取 の方法	検査の方法	検査を受けるこ とを命ずる具体 的理由
フェネグリークの 種子及びその加工 品（フェネグリー クの種子を30%以 上含有するものに 限る。）		アフラト キシン	別表3による こと。	平成23年8月16日 付け食安発0816第 2号「総アフラト キシンの試験法に ついて」によるこ と。	アフラトキシン が付着又は含有 しているおそれ があるため。

を追加するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対して自主検査を指導することとし、自主検査での対応が困難な場合には、行政検査にて対応することとするので、よろしく申し上げます。また、検査命令を開始する日については、別途連絡することとします。